厚生労働省愛知労働局　Press Release

報道関係者　各位

令和２年５月 28 日（木）
【照会先】
労働基準部安全課
安　全　課　長　　近藤慎次郎
主任安全専門官　　濵田　　勉
電　話　　052(972)0255

令和２年度「全国安全週間」を７月に実施

厚生労働省では７月１日から１週間、「全国安全週間」を実施します。

今年で 93 回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

愛知労働局（局長 木原亜紀生）では、県内の事業者に広く呼びかけを行うため、独自のパンフレットを作成するとともに、同パンフレットに愛知労働局長メッセージを掲載しました。

なお、本年度は新型コロナウイルス感染症予防対策の一環で安全週間行事の縮小を余儀なくされる中、愛知労働局長メッセージの動画版を公表することとしました。

１　実施時期

(1) 本 週 間　令和２年７月１日（水）から７日（火）まで

(2) 準備期間　令和２年６月１日（月）から 30 日（火）まで

２　スローガン

エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減

【独自パンフレットのポイント】

■　愛知労働局長メッセージ（Ｐ３）
　フェイスブックのアドレスＱＲコード

■　新型コロナウイルス感染症拡大防止（Ｐ16）
　職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

【スローガンに挿入された「エイジフレンドリー」】

厚生労働省では「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を公表しています。（別添資料１参照）

令和２年度 第 93 回

全国安全週間

エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減

作業を知ろう Action 100

向きあう危なさを把握するためには、作業を正しく把握することが大切です。

厚生労働省 愛知労働局

令和２年度 第 93 回
全 国 安 全 週 間

目　次

■ 第 93 回 全国安全週間を迎えるにあたって／愛知労働局長 木原亜紀生 …… 3

■ 令和２年度 全国安全週間実施要綱 …… 4

■ 労働災害発生状況…… 6

1 労働災害による死傷者数の発生状況…… 6

2 死亡災害の発生状況…… 7

3 高年齢労働者における労働災害発生状況…… 8

4 外国人労働者における労働災害発生状況 …… 9

■ 安全衛生に関するトピックスのご案内 …… 10

- ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト …… 10
- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）が示されました。…… 10
- 外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。 …… 11
- ｅラーニング等による特別教育についてご留意ください。 …… 12
- フルハーネス型墜落制止用器具・移動式クレーン過負荷防止装置の買換・改修に要する経費の一部補助について …… 12
- 設備の経年化による労働災害リスクと防止対策 …… 12
- 危なさと向きあおう／論理的な安全衛生管理の推進・定着 …… 12
- 熱中症を防ごう！ ～STOP！熱中症 クールワークキャンペーン …… 13
- 受動喫煙防止対策に取り組みましょう …… 13
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて…… 13

■ コラム　危なさと向き合おう「作業を知るとは」 …… 14

■ リスクアセスメント推進大会のご案内 …… 15

■ 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト …… 16

第 93 回　全国安全週間を迎えるにあたって

愛知労働局長　木原　亜紀生

令和２年度の全国安全週間は、「エイジフレンドリー職場へ！　みんなで改善 リスクの低減」のスローガンの下、７月１日から７日までの間、全国的に展開されます。

全国安全週間は、「人命尊重」という基本理念の下、産業界において「自主的な労働災害防止活動の推進」と「安全意識の高揚と安全活動の定着」が図られることを目的として実施され、広く産業界へ安全の啓発の役割を担い続け、本年で 93 回目を迎えます。

産業安全に関係する皆様方のご理解の下、各種安全管理を通して安全水準は着実に向上していますが、なお多くの労働災害が発生しています。

愛知県における令和元年の労働災害の発生状況は、死亡災害は 45 人で前年より１人減少、休業４日以上の死傷災害も 6,986 人で前年より 131 人減少し、平成 30 年まで２年連続して増加していた死亡災害、３年連続増加していた死傷災害は、共にわずかながら減少に転じたところです。

労働災害を防止するための各種対策を実施するには、まず、危なさと共存していることを認識する必要があります。愛知労働局では第 13 次労働災害防止推進計画において「危なさと向きあおう」をキャッチフレーズとして、作業に関わる危なさを整理し、管理下に置くことを提唱し、その具体的手法であるリスクアセスメントの理解促進を進めています。特に本年度は、リスクアセスメントを的確に実施するため、現場にどのような作業が生じているかを正しく把握するため、「作業を知ろう Action100」をテーマに取組を集中的に進めています。

また、本年度は、新型コロナウイルス感染症により、かつてない試練にさらされています。愛知労働局でも「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を公開し、基本的な対策の実施状況についてご確認いただくことをお願いしています。

事業者におかれては、全国安全週間準備期間及び本週間を契機として、「危なさと向きあおう」の趣旨をご理解いただき、安全管理に積極的にお取組いただきますようお願いします。

＊このメッセージは、動画でご覧いただけます。
右 QR コードをご参照ください。

令和2年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和３年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で９３回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和元年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業４日以上の死傷災害については、前年を下回る見込みであるものの、死傷災害のうち、６０歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にあり、平成３０年度より取組期間が始まった、第１３次労働災害防止計画における死傷者数の目標達成に向けては、更なる取組が求められる。

また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高年齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになる中 、多様なニーズをもつ高年齢労働者が安心して安全に働くことができるよう職場環境を改善していくことが求められていることから、厚生労働省では、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定するとともに、中小企業を支援するエイジフレンドリー補助金を創設し、職場改善の取組を促すこととしている。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、令和２年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減

2 期 間

７月１日から７月７日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、６月１日から６月３０日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

(1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
(2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
(3) 安全パトロール等を実施する。
(4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
(5) 安全衛生に係る表彰を行う。
(6) 「国民安全の日」（７月１日）の行事に協力する。
(7) 事業場の実施事項について指導援助する。
(8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記７の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項
① 安全衛生活動の推進
ア 安全衛生管理体制の確立
(ｱ) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
(ｲ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
(ｳ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
(ｴ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるＰＤＣＡサイクルの確立
イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
(ｱ) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
(ｲ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
(ｳ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
(ｴ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
ウ 自主的な安全衛生活動の促進
(ｱ) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
(ｲ) 職場巡視、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、ＫＹ（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
エ リスクアセスメントの実施
(ｱ) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

(ｲ) ＳＤＳ（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)

オ　その他の取組

(ｱ) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

(ｲ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア　建設業における労働災害防止対策

(ｱ) 一般的事項

a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用

b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育

c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(ｲ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ　製造業における労働災害防止対策

(ｱ) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

(ｲ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

(ｳ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

(ｴ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

(ｵ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

ウ　林業の労働災害防止対策

(ｱ) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

(ｲ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ　陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ｱ) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施

(ｲ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施

(ｳ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

(ｴ) トラックの逸走防止措置の実施

(ｵ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ　小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ｱ) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

(ｲ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

(ｳ) 職場点検、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、ＫＹ（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化

(ｴ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア　転倒災害防止対策（ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト）

(ｱ) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

(ｲ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

(ｳ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施

(ｴ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

イ　交通労働災害防止対策

(ｱ) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

(ｲ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

(ｳ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

(ｴ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ　高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

(ｱ) 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく措置

(ｲ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

(ｳ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

(ｴ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

エ　熱中症予防対策（ＳＴＯＰ！熱中症 クールワークキャンペーン）

(ｱ) ＷＢＧＴ値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施

(ｲ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定

(ｳ) 自覚症状の有無にかかわらない水分・塩分の積極的摂取

(ｴ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認

(ｵ) 熱中症予防に関する教育の実施

(ｶ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請

(ｷ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

令和元年 愛知の労働災害発生状況

愛 知 労 働 局

1　労働災害による死傷者数の発生状況

愛知県内における労働災害による死傷者数は、平成２８年から平成３０年まで、３年連続で増加していたが、令和元年は減少に転じた。

令和元年の愛知県内における労働災害による死傷者数（休業４日以上）は、６,９８６人となり、対前年比１３１人（１.８４％）の減少となった。

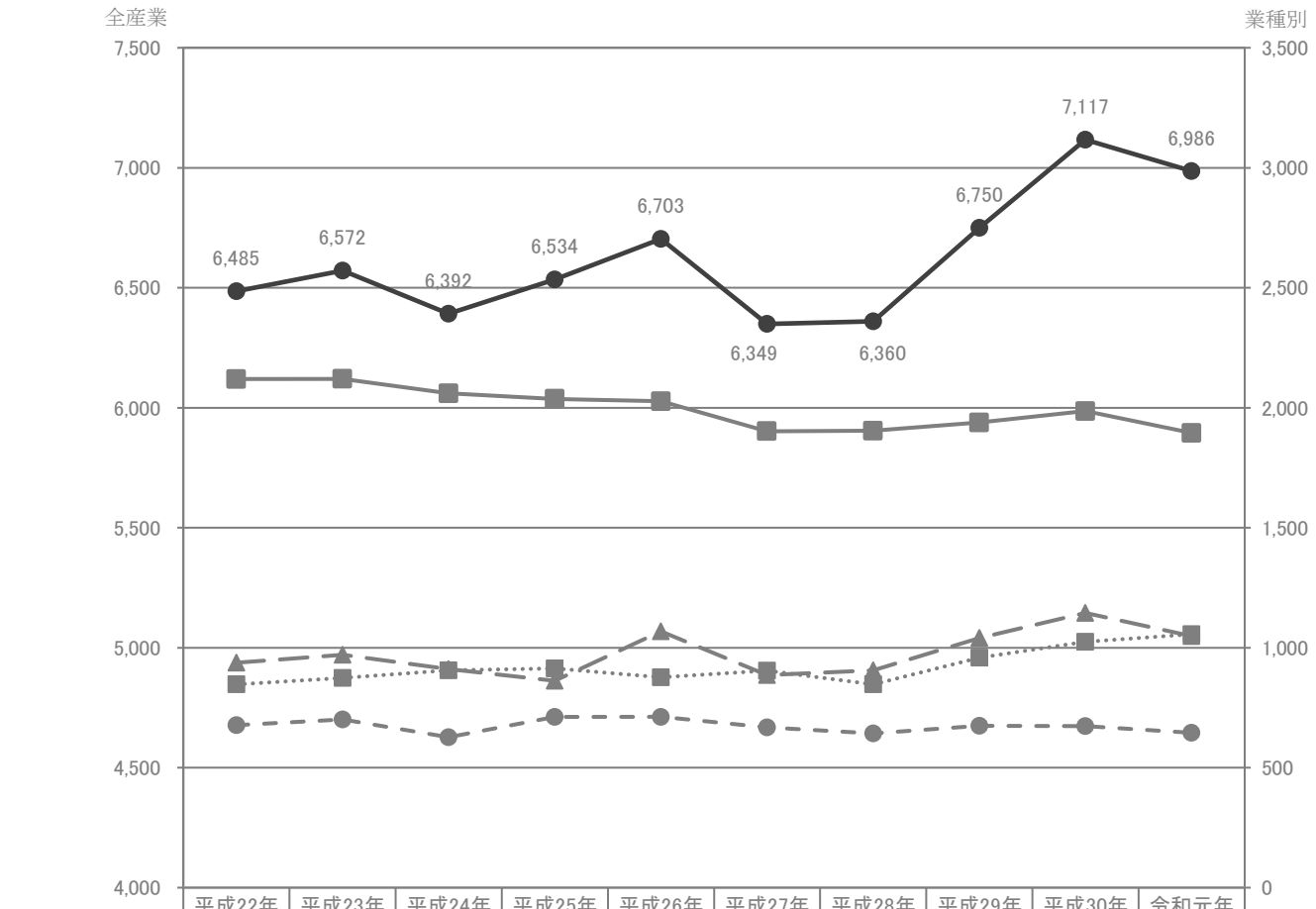

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
全 産 業	6,485	6,572	6,392	6,534	6,703	6,349	6,360	6,750	7,117	6,986
製 造 業	2,119	2,120	2,060	2,037	2,027	1,902	1,904	1,938	1,986	1,895
建 設 業	677	701	627	711	712	668	643	674	673	645
陸上貨物	847	874	905	913	876	904	847	959	1,024	1,056
商　業	937	970	911	862	1,068	886	906	1,040	1,145	1,048

2　死亡災害の発生状況

令和元年の愛知県内における死亡災害は４５人となった。

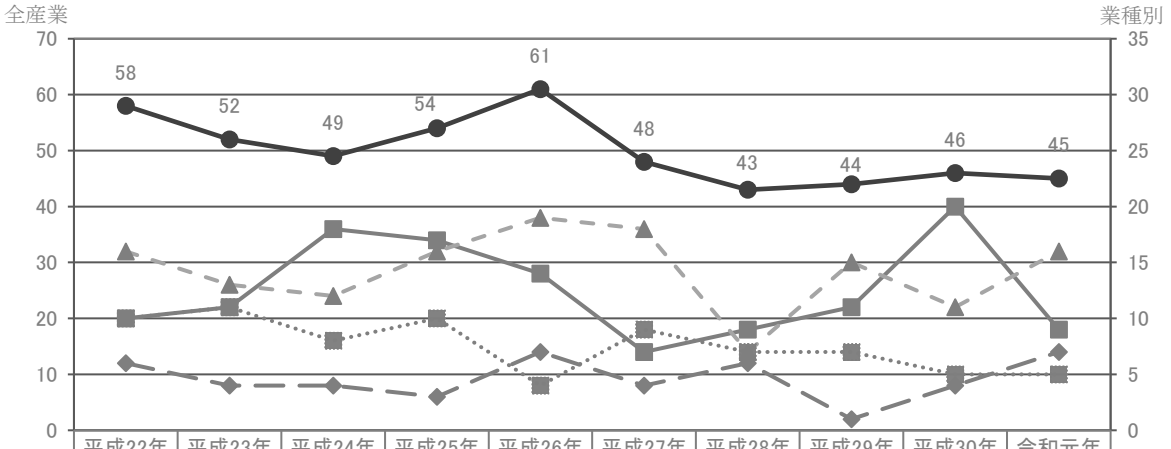

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
全産業	58	52	49	54	61	48	43	44	46	45
製造業	10	11	18	17	14	7	9	11	20	9
建設業	16	13	12	16	19	18	7	15	11	16
陸上貨物	10	11	8	10	4	9	7	7	5	5
商　業	6	4	4	3	7	4	6	1	4	7

2-1　死亡災害の概況

令和元年は、平成３０年より１人の減少となった。令和元年の死亡災害について、業種別で平成３０年と比較すると、製造業が２０人から９人と減少したが、建設業が１１人から１６人、商業が４人から７人と増加した。陸上貨物運送事業は５人で横ばいであった。これら増加した２業種で死亡災害の５１％を占めている。

2-2　事故の型別の発生状況

令和元年の死亡災害を事故の型別でみると、はさまれ・巻き込まれで１１人、墜落・転落で１１人 、交通事故で９人、激突され５人となっており、この４つの型で８０％を占めている。

2-3　年齢別の発生状況

令和元年の死亡災害を被災者の年齢別にみると、２０歳未満で１人、２０～２９歳で１人、３０～３９歳で５人、４０～４９歳で１４人、５０～５９歳で７人、６０～６９歳で１０人、７０～７９歳で５人、８０歳以上で２人発生している。

５０歳以上の中高年労働者で５３％、６０歳以上の高年齢労働者で３８％を占めている。

2-4　経験年数別の発生状況

令和元年の死亡災害を被災者の経験年数別にみると、１年未満が７人、１年以上５年未満が６人、５年以上１０年未満が８人、１０年以上１５年未満が４人、１５年以上２０年未満が５人、２０年以上が１５人であり経験年数５年未満の発生率が２９％を占めている。

3　高年齢労働者（６０歳以上）における労働災害発生状況

3-1　労働災害発生状況の推移

令和元年の高年齢労働者の死傷者数（休業 4 日以上）は 1,823 人となっており、全体の 26.1%（平成 22 年：20%）を占めている。平成 22 年と比べて、500 人（27.4%）増加した。

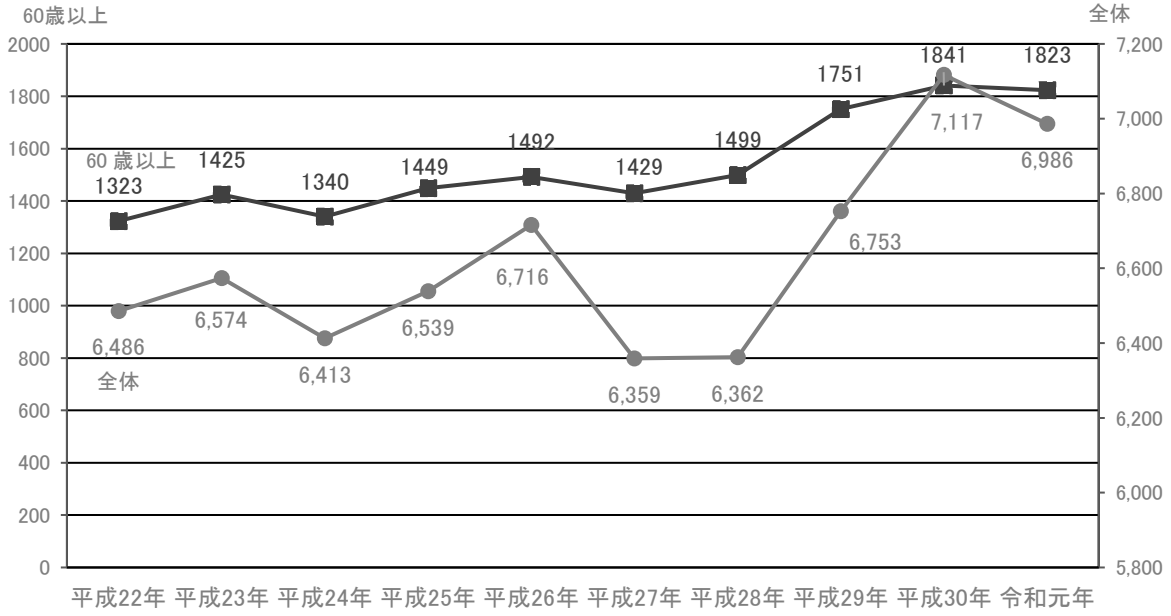

3-2　年齢別休業期間

年齢が上がるとともに、休業期間が長くなる傾向が見られ、高年齢労働者においては、休業 1 月以上の占める割合は 60%を超えている。

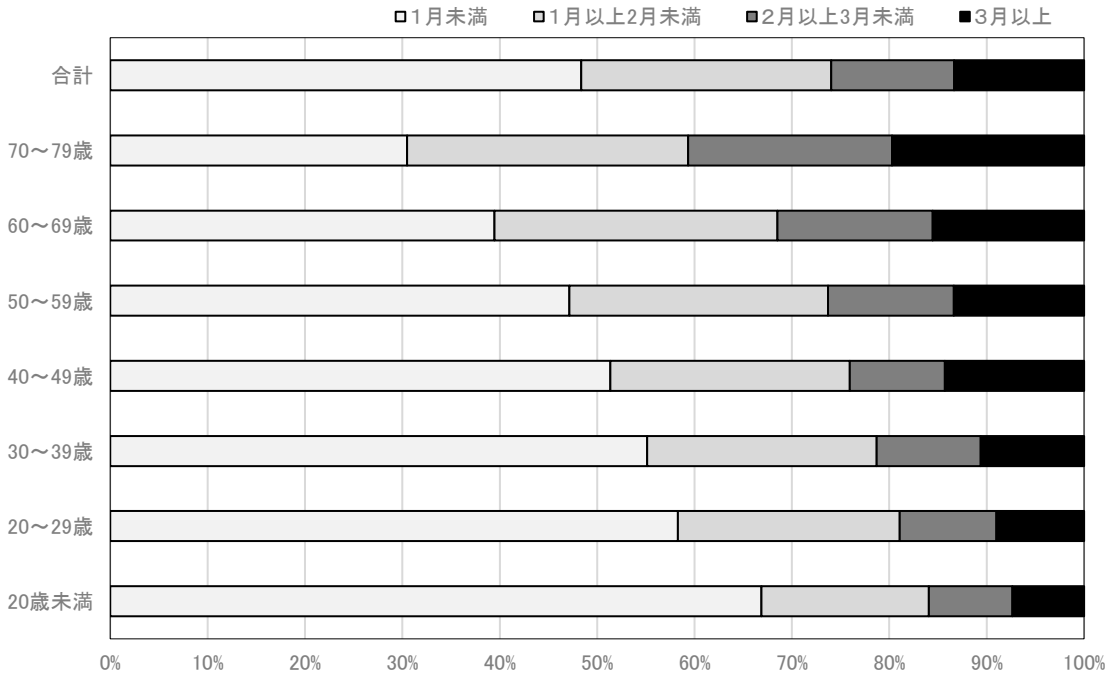

4　外国人労働者における労働災害発生状況

4-1　業種別発生状況の推移

令和元年の外国人労働者の死傷者数（休業 4 日以上）は 528 人となっており、平成 22 年と比べ、292 人（123.7%）増加した。特に製造業の占める割合が高く、建設業においては、著しい増加傾向にある。

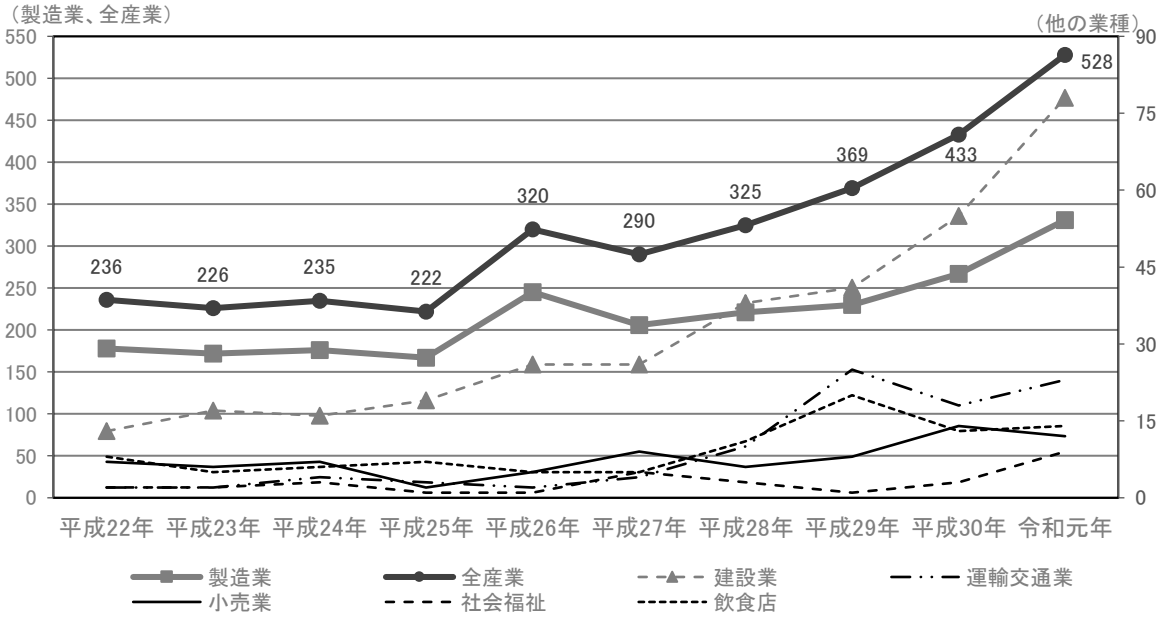

4-2　労働災害の占める割合の推移

労働災害のうち外国人労働者が占める割合は、令和元年では、全体の 7.6%（平成 22 年：3.6%）を占めている。また、製造業では、17.5%を占めており、平成 22 年と比べると 9.1 ポイント増加した。

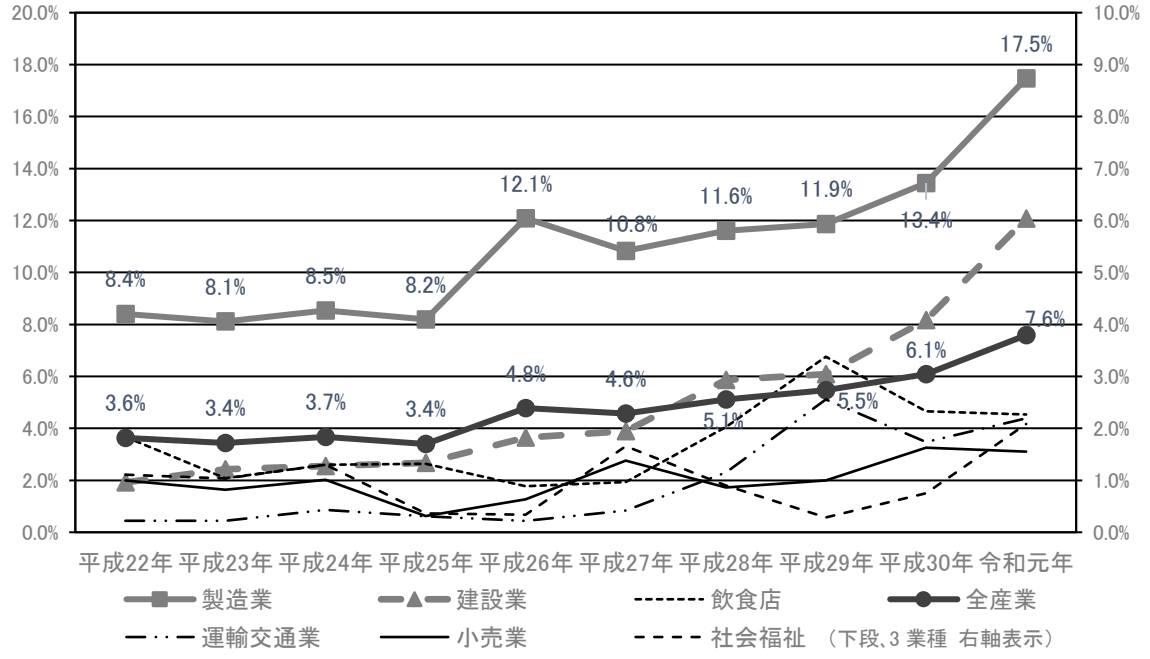

ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト
～転倒災害の防止に取り組みましょう～

転倒災害は労働災害の中で最も多く発生しており、増加傾向にあります。
「転倒」は日常生活においても発生し、自らが転倒した経験から、「大したことはない」とお考えの方も多いのではないでしょうか？

しかし、休業４日以上の労働災害を対象とした報告では、転倒により被災された方のうち、半数以上が骨折等により１か月以上の休業を要しています。

愛知労働局では、「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」の取組を年間を通じて適時実施するよう推奨していますが、特に積雪や凍結による転倒災害が多発する２月と全国安全週間の準備期間である６月を重点取組期間としています。チェックリストを活用した総点検を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、職場環境改善を図ってください。

- チェックリスト等は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html

---

- 転倒防止対策の一環として、**「愛知労働局　転倒予防体操」**を作成しました。愛知労働局ホームページから動画をご覧いただけますので、ぜひご活用ください。
  https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/_121845_00003.html

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）が示されました。
～高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害防止のための健康づくりを～

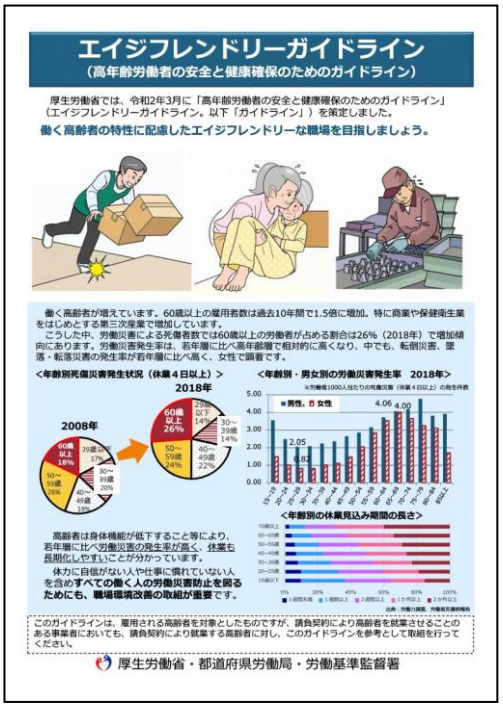

ガイドラインのポイント

◆ **事業者に求められる取り組み**
- 安全衛生管理体制の確立等
- 職場環境の改善
- 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
- 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- 安全衛生教育

◆ **労働者に求められる取り組み**
- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日ごろから運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

◆ **国・関係団体等による支援の活用**
- 高年齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- エイジフレンドリー補助金等の活用（令和２年度創設予定）

- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

外国人労働者を雇用する事業主のみなさまへ

外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

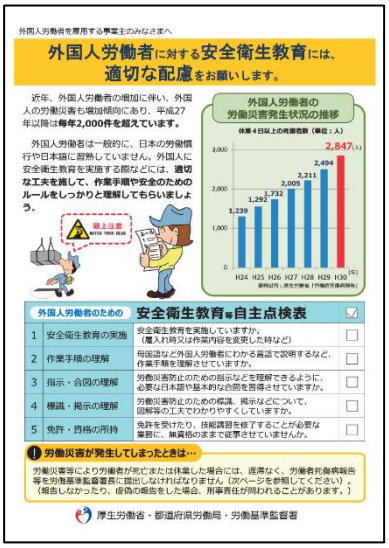

- **外国人労働者の安全衛生対策について**
  （視聴覚教材）
  （英・中・ベトナム・インドネシア）
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html

- **未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル**
  （製造業・陸上貨物運送事業・商業・産業廃棄物処理業・警備業）
  （英・中・ポルトガル・スペイン）
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html

- **外国人建設就労者に対する安全衛生教育**
  （英・中・ベトナム・インドネシア）
  https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02443.html

- **パンフレット**
  https://www.mhlw.go.jp/content/000520596.pdf

- **指針全文、外国人雇用のルール全般**
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/index.html

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」では、**事業主が外国人労働者の安全衛生を確保するために行うべき事項**を下表のとおり定めています。（抜粋）

安全衛生教育の実施	労働安全衛生法の定めるところにより外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するにあたっては、母国語を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、外国人労働者に使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること。
労働災害防止のための日本語教育	外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めること。
労働災害防止に関する標識、掲示等	事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うよう努めること。
健康診断の実施等	労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対して健康診断、面接指導及び心理的な負担の程度を把握するための検査を実施すること。実施に当たっては、これらの目的・内容を、母国語等を用いる等、当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。また、外国人労働者に対しこれらの結果に基づく事後措置を実施するときは、その結果並びに事後措置の必要性及び内容を当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。
健康指導及び健康相談の実施	産業医、衛生管理者等を活用して外国人労働者に対して健康指導及び健康相談を行うよう努めること。
労働安全衛生法等の周知	労働安全衛生法等の定めるところにより、その内容について周知すること。その際には、分かりやすい説明書を用いる、母国語等を用いて説明する等、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。

ｅラーニング等による特別教育についてご留意ください

近年、事業者が、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行う通信制の職業訓練等（以下「ｅラーニング等」という。）によって労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 59 条第３項に規定する安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）を行う事例が報告されています。ｅラーニング等は、インターネット等を介して行う教育、研修等の一手法でありますが、教材として、ｅラーニングを使用すること、ｅラーニング業者が行う教育を自社での特別教育とする判断は、事業者が行うこととなります。

また、事業主は、ｅラーニングを使用する場合でも、法令に準拠し特別教育を実施することを求められますのでご留意ください。

フルハーネス型墜落制止用器具・移動式クレーン過負荷防止装置の買換・改修に要する経費の一部補助について

新構造規格に適合していない既存の安全帯・移動式クレーンの過負荷防止装置（つり上げ荷重３トン未満）の買換・改修経費の一部を補助する事業です。ただし、申請した方すべてに交付されるのでなく、事業場規模、従事する業務の危険度、対象機械等の安全性等を審査の上で競争的に交付決定します。

条件や申請方法等について、詳しくは、建設業労働災害防止協会ＨＰをご覧ください。

https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html

設備の経年化による労働災害リスクと防止対策

～平成29年、平成30年、令和元年度調査のまとめ～

高度成長経済下に設置され、３０年以上経過した生産設備が多数を占める事業場が多くなっています。それに伴い、労働者が立ち入る生産設備に付帯する点検通路、作業床・踊り場、歩廊、階段、手すり等の付帯設備の腐食等の劣化が進行し、「墜落災害」「はさまれ災害」などの重篤な災害も発生しています。

計画的な設備の更新、優先順位を付けた設備の定期的な点検・補修等を実施するようお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/content/000614416.pdf

危なさと向きあおう

愛知労働局では「危なさと向きあおう」をキャッチフレーズに、安全衛生を科学的、論理的に考えていただくための特集コーナーを設けています。安全衛生を基礎から考えてみましょう。

「論理的な安全衛生管理の推進・定着」

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/_121845.html

熱中症を防ごう！　～STOP！熱中症　クールワークキャンペーン

厚生労働省では、職場における熱中症を予防するため、労働災害防止団体などと連携し、５月から９月まで、「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」を実施しています。

愛知労働局では、これに合わせてパンフレット「熱中症を防ごう！」を作成しました。熱中症予防のための知識、事業者、作業者が取り組むべき事項、熱中症予防対策が災害発生プロセスのどこに作用しているか等を解説していますので、是非ご活用ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/content/contents/000633386.pdf

受動喫煙防止対策に取り組みましょう

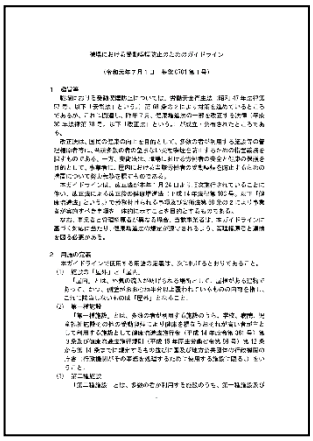

令和２年４月１日付け健康増進法が施行され、基準を満たした専用室以外での原則屋内禁煙、喫煙室の標識掲示、20 歳未満の喫煙エリア立入禁止等が定められました。「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」は、改正後の健康増進法と安衛法第 68 条の２に基づき実施すべき事項を一体的に示したものです。各事業場においてガイドラインに基づく取組みをお願いします。　https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf

また、受動喫煙防止対策助成金制度等についてもホームページを参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて

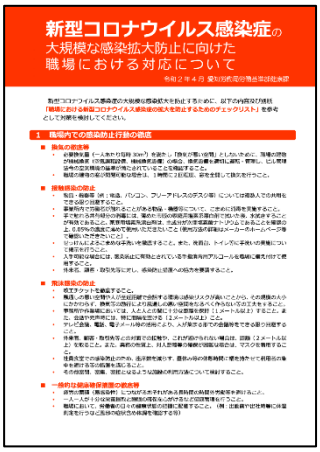

令和２年３月３１日付け基安発 0331 第２号により、新型コロナウイルス感染症の大規模な感染の拡大防止に向けて、職場において事業者と労働者が一体となって取り組むべき事項が示されました。

左のリーフレット及び、この冊子の巻末の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を参考として、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討してください。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/_122148_00006.html

コラム

危なさと向きあおう「作業を知る」とは

1. 「作業を知る」とは

危なさと正しく向きあうためには、現場で行われている作業の実態を知り、それぞれの作業に関わる危なさを明らかにすることが必要です。

現場で行われている作業を知るための手掛かりのひとつに、作業手順書があります。しかし、時々しか行われない作業や、準備作業、後片付け作業などで、手順書を作成していないものもおそらくあると思われます。また、手順書に記載された手順と実際の手順が異なっている場合もあるでしょう。

作業手順書のない作業や、曖昧な作業も含めて、できるだけ漏れなく「作業の実態」を把握するのが、「作業を知る」ということです。

2. 「作業を知る」のはマネジメントのベース

作業手順書のない作業や、曖昧な作業にも向きあうべき「危なさ」はあります。逆にそれらの「危なさ」は、これまでしっかり評価もされず、何らの対策も取られていない場合が少なくありません。「作業を知る」ことで、はじめてそれらに対応し管理していくことが可能になります。

また「作業を知る」ことは、危なさと向きあうためだけでなく、働き方改革の推進、品質や生産性の向上、あるいは高年齢労働者や外国人労働者への対応などのためにも欠かせません。言い換えれば「作業を知る」ことは、事業者のマネジメントのベースになるということです。

3. 作業を知り、危なさと向きあおう

企業経営における様々なリスクは、最終的に事業者の意思決定に基づき対応されるものと言えるでしょう。職場の危なさと向きあうことも、これらリスク対応のひとつとして、労働者任せでなく事業者の責任において対応を図りましょう。

一方、現場の作業とそれに関わる危なさを整理し、対応を検討するための最も合理的なツールは、リスクアセスメントです。どのような対応をするか考える前に、まず作業を知り、リスクアセスメントによって情報を整理しましょう。

危なさと正しく向きあうには、作業を知り、リスクアセスメントによって関わる危なさを整理することが必要です。

作業を知ろう100 Action
向きあう危なさを把握するためには、作業を正しく把握することが大切です。

リスクアセスメント推進大会2020あいち

11.24 TUE
13:30~16:00
（開場 12:50）

つながる道。

訪れたこともないのに、
　　はっきりとした風景がある。
幾度か踏み出してはみたけれど、
　　いつも道しるべを見失っていた。
立ち止まって空を見上げてみた。
大空の中に、道しるべがあった。

リスクアセスメント　自主自律の文化創造

遠回りだと思っていた道こそが
　　向かう先につながっていた。

大会プログラム（予定）

- ■ プロローグ
- ■ 主催者あいさつ
- ■ 基調講演
  『リスクアセスメントは
  マネジメントのベース』
- ■ 会場参加型パネルディスカッション
  『危険源の誤解を招く』
- ■ 大会宣言
- ■ エピローグ

日　時：2020年11月24日
　　13：30 ～ 16：00（開場 12：50）

会　場：日本特殊陶業市民会館 ビレッジホール
　　名古屋市中区金山一丁目５番１号

参加費：無料

主　催：愛知労働局

協　力：(公社)愛知労働基準協会
　　各地区労働基準協会
　　各労働災害防止団体

後　援：日本労働組合総連合会 愛知県連合会（予定）
　　愛知県経営者協会（予定）

■ 参加申し込みの仕方については、愛知労働局ホームページにて近日告知します。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

安全衛生委員会／衛生委員会資料　：令和２年　月

1　このチェックリストは、職場における**新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認**いただくことを目的としています。
2　項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。
3　確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その**結果について**全ての**労働者が確認できるように**してください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※　都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

1　感染防止のための基本的な対策

（1）咳エチケットの徹底について

・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。…… はい・いいえ
・その他（　　）…… はい・いいえ

（2）手洗い等の徹底について

・こまめな手洗いの重要性について全員に周知し、徹底を求めている。…… はい・いいえ
・人がよく触れる箇所について、拭き取り・消毒を行っている。…… はい・いいえ
・その他（　　）…… はい・いいえ

（3）日常的な健康状態の確認

・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。…… はい・いいえ
・出社時等に、全員の日々の体調（風邪症状や発熱の有無等）を確認している。または、風邪症状や発熱があれば上司等に報告するよう求めている。…… はい・いいえ
・その他（　　）…… はい・いいえ

（4）その他の対策について

・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。…… はい・いいえ
・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。…… はい・いいえ
・その他（　　）…… はい・いいえ

2　クラスターの発生防止のための対策

（1）基本的な対策

・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の３つの条件を同時に満たす社内行事等を行わないようにしている。…… はい・いいえ
・その他（　　）…… はい・いいえ

（2）換気の悪い密閉空間の改善

・職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされている。…… はい・いいえ
・職場の建物の窓が開く場合、1時間に２回程度、窓を全開している。…… はい・いいえ
・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。…… はい・いいえ
・その他（　　）…… はい・いいえ

（3）多くの人が密集する場所の改善

・在宅勤務・テレワークを推進している。…… はい・いいえ
・時差通勤、自転車通勤の活用を図っている。…… はい・いいえ
・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。…… はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の距離を2メートル以上取るようにしている。…… はい・いいえ
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。…… はい・いいえ
・喫煙場所の利用を制限している。…… はい・いいえ
・その他（　　）…… はい・いいえ

（4）近距離での会話や発声の抑制

・職場では、人と人との間に距離をなるべく保持するようにしている。…… はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。…… はい・いいえ
・その他（　　）…… はい・いいえ

3　風邪症状が出た場合等の対応

・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。…… はい・いいえ
・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安（※）」や最寄りの相談先を全員に周知している。…… はい・いいえ
・その他（　　）…… はい・いいえ

4　新型コロナウイルス感染症の陽性者等が出た場合等の対応

（1）陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化

・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。…… はい・いいえ

（2）陽性者等が出た場合の把握

・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。…… はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話､メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。… はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署（担当者）を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署（担当者）の範囲を決め、全員に周知している。…… はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。…… はい・いいえ
・その他（　　）…… はい・いいえ

（3）その他の対応

・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。…… はい・いいえ
・その他（　　）…… はい・いいえ

5　感染防止に向けた行動変容

・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。…… はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。
・その他（　　）…… はい・いいえ

※　ご不明な点がございましたら、 お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。　R2.3.31版

高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要

別添資料１

（エイジフレンドリーガイドライン）

このガイドラインは、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の健康づくりを推進するために、高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです※。

※　請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

背景・現状

- 労働災害による休業４日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。（平成30年は26.1%）
- 労働者千人当たりの労働災害件数（千人率）では、男女ともに若年層に比べ高年層で相対的に高い。（25～29歳と比べ65～69歳では男性2.0倍、女性4.9倍）

<年齢別・男女別の労働災害発生率（千人率）平成30年>

出典：労働力調査、労働者死傷病報告

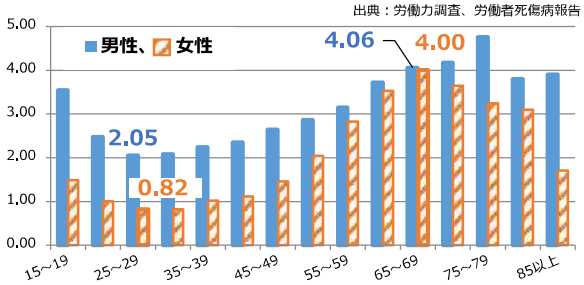

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要

※経済財政運営と改革の基本方針（令和元年６月閣議決定）において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれている。

求められる取組

事業者	高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じて**、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。**
労働者	事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解**し、自らの**健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

事業者に求められる取組

（１～５のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む）

1　安全衛生管理体制の確立等
- 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施

2　職場環境の改善
- 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理

3　高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
- 健康診断や体力チェックにより、事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握

4　高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む

5　安全衛生教育
- 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
- 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練

労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

国・関係団体等による支援の活用

（１）中小企業や第三次産業における高年齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
（２）個別事業場に対するコンサルティング等の活用
（３）エイジフレンドリー補助金等の活用（令和２年度創設予定）
（４）社会的評価を高める仕組みの活用（安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等）
（５）職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用